

(会議の経過) 第5回宍粟市就学前の教育・保育を推進する委員会会議録

発言者	議題・発言内容
事務局	各地域で子どもの数が少なくなっており、4年間で毎年90人から100人減っている。神戸小学校の児童数が200人強であり、2年で神戸小学校規模の学校が1つなくなっている計算になる。そのような状況の中で子ども達をどのように育てていくかが課題になってくると思う。10年、20年先を考えると確実に人が減ってくる。体制を整えて子ども達をしっかりと育てていく枠組みを、それぞれ違った立場で知恵を出し合い、作っていくことがこの委員会の大きな趣旨になると思うのでよろしくお願ひしたい。
委員 事務局	議論に入りたいと思う。まず、前回の会議録の修正等について事務局から。 ※前回の会議録の修正箇所について説明。 こども指針策定検討部会の会議録は本日配付、教育・保育の質の向上充実検討部会の会議録も出来次第送付するのでご確認いただきたい。
委員	協議事項の「各部会の最終報告ついて」に入る。前回の全体会で各部会の取りまとめ案が出され、それについて意見を出してもらい、その後、各部会を開催した。部会の最終のまとめについて事務局より説明を。
事務局 委員	※修正箇所について資料説明 今まで議論してきたことが盛り込まれていると思う。これが、最終報告になると考えているが、みなさんの意見はどうか。
委員	こども指針で、「めざす具体的なこども像」のところ「就学前の具体的なこども像」になっている。0～2歳までの子どもの姿はどの部分に入ったのか。年齢ごとに細かく示す案はあったが、目指す大きな方向性を出しておくほうが良いということでこうしている。前回も意見としてあり、ここのこども像は何歳の話になるのか分かるようにということで、「就学前の具体的なこども像」とし、就学前の姿、このような姿を目指すという意味合いで表現した。
委員	こども指針については、パンフレットのようなパッと見て分かってもらうようにという思いで作成してきた。意見・提言書の中に、0歳から5歳児の発達と育ちの連続性のようなものを加えたらどうかと話し合いの中で出ていたと思う。その辺りのもう少し具体的なことを今後作成していきますというようなことが意見・提言書の中に無いので、それは載せてもらいたい。
委員	部会でそのような話があった。この指針の中ではなく、部会の意見として盛り込んでいきたい。
委員	3歳から全ての子どもに対する集団を通じた幼児教育の充実というところで、これはこども園に関してだけのことでなく、宍粟の子ども達の指針だからこども園に入っていようが民間の保育園に入っていようが、全ての子どもに対することだと思う。そうすると民間の保育所も3歳から幼児教育をするということか。
委員	過渡期はあると思うが、宍粟市として、そのような方向に進めたらいいのではないかということである。現在、宍粟市では基本、幼稚園も4、5歳の幼児教育である。こども園へ移行していく方向の中で、3歳児からの幼児教育をしっかりとっていただきたいという強い思いがあり、そうしている。
委員	ガイドラインのことで、保護者、地域、運営主体、市の4者とあるが、4者一体にされた意味が分からない。現状の幼稚園でも4者一体ということはない。

事務局	なぜ、認定こども園だけが4者一体になるのか。 11月5日の段階では地域を除く3者だったが、現状の幼稚園、保育所においても地域にも支えられているという部分がある。地域、保護者、運営主体、市が関わっていくという意味で表現している。
委員	4者一体となっているが、現状の幼稚園などでは教育委員会と園長先生や職員が中心に評価委員が3人くらい選ばれて、年に何回か評価委員会をしていると思う。民間の保育園が認定こども園を受ける場合は4者一体になる。そんなに民間は信用されていないのかと思う。
委員	全ての市民に理解を得るためのガイドラインだと思うのだが。
委員	幼稚園としては評価委員会に地域の方も入ってもらい、4者でしている認識を持っている。保護者からの子どもを預けている立場での意見、地域の意見を聞くことで職員の良い刺激になったり勉強になったりしている。
委員	民間保育園の保護者会があった時は地域の参加もあるし、市、県の監査も受けている。こんなに書かれたら信用がないのかと考えてしまう。
委員	施設が地域に1つになってしまう地域もあり、いろんな方に見てもらい、運営主体が間違っただけにいかないようにする保証の仕組みの1つなのではないかと理解している。そういった地域は市や地域の方の思いが入っていく形にしてもらう必要がある。そのための4者ではないだろうか。
委員	そのような視点で作ってもらっている。現状も地域の声をしっかり聞いてもらっているとは思っている。地域の方といっしょに運営できるガイドラインになればと思う。もちろん担い手さんの理解が必要になる。
委員	民間保育所としてはガイドラインについてはあまり賛同できないが、波賀、千種のこともあるので今後協議していかないといけないと思う。
委員	ガイドラインをベースにしなからそれぞれの地域で協議していくことになると思う。
事務局	ガイドラインは新しい仕組みを構築するために協議していただいていたが、担い手さんとの意思疎通が図られなければガイドラインは意味のないものになる。地域を含めたこども園を作っていくという理念の中で、4者が共通理解で進めていきたい。担い手と事務局の協議はこれからも進めていく。
委員	社会福祉法人の立場としては、ガイドラインについて、地域性も含め教育委員会と十分な協議をする場を設けていただきたい。協議の中で、ガイドラインの内容も含めて、民間保育所と教育委員会との協議の場を設けることは可能なのか確認したい。
事務局	委員会の協議の中で作られたガイドラインと認識している。それぞれ地域の特性があるということで4者の中に地域が入っており、4者が合意して新しいこども園を作っていくことがガイドラインを作った大きな目的であると思う。個別の地域の事情もあり、社会福祉法人との協議は十分ではなかったと思うので、今後、十分な協議をしていきたいと思っている。
委員	これは市の幼保一元化計画に適応するガイドラインだが、今後、国の法律が変わり、法律に基づき各社会福祉法人が独自で認定こども園に移行する場合もこのガイドラインに則らないといけないのかお伺いしたい。
事務局	子ども子育て関連三法が8月に制定され、市町村が実施計画を立てることになっている。市がニーズ調査を行い、それを踏まえ市が教育・保育施設の需給調

	<p>整を行っていくことになり、施設の数も含めて計画を立てなければいけない。国の法律が施行されるのが27年の4月に予定されているが、それ以降は、法人が独自で認定こども園をした場合、市の計画に照らし合わせ、県が認可等を行うことになるかと思う。</p>
委員	<p>これは今の段階でのガイドラインであり、今後、どの認定こども園にも適応されるというものではないということか。</p>
委員	<p>このガイドラインが27年の法改正で変わっていくのか。27年度以降に認定こども園になる社会福祉法人はガイドラインと法律が並行して適用されるのか。</p>
事務局	<p>法律が変わればガイドラインを見直す必要はあると思う。</p>
委員	<p>あくまで法律が上位にある。法律に従わないガイドラインはないと思う。</p>
委員	<p>現在、波賀、千種で協議が進んでおり、そこに今のガイドラインが適用されるとしても、今後、認定こども園が広がっていった時に、その時の法律に照らし合わせ、協議のうえガイドラインを見直すことも含めて考えていただきたい。</p>
委員	<p>ガイドラインは重いものと思っている。人事交流、市職員の派遣のこともガイドラインに入っているが、現場の職員の意見も聞かずに入れても良いのかという疑問もある。また派遣先の社会福祉法人の方の心配もあると思うが。</p>
委員	<p>そこは社会福祉法人として1番抵抗があり、気になっているところだと思う。その辺りを話し合っていないといけない。</p>
事務局	<p>今の法律では市の幼保一元化推進計画は任意の計画であり、その中で民間でできることは民間でということで、このガイドラインをお示ししている。子ども子育て三法が施行されると、法定の計画の中で市は認定こども園が何か所くらい必要か決めていくことになる。法定の計画に縛られた認定こども園の設置ということになる。設置にあたっては、より市と民間との協議が必要になってくると思う。具体的なことは25年度以降に示されてくると思う。</p>
委員	<p>宍粟市の場合は地域によって色々な状況がある。共通のルールとして、地域の方に安心して認めてもらう仕組みの部分が大切だと思っている。</p>
委員	<p>公立の幼稚園が今まで培ってきたことを高く評価していただいていると感じているが、民間保育所にはまたそれぞれのやり方や思いがあると思うので、そこに市の方針をそのまま持つていくことが良いことなのかと思う。1人で派遣される者のことを考えると、どうなのかなと思う。</p>
事務局	<p>ガイドラインの市の職員の派遣のところだと思うが、ここでは引継ぎを実施するために、必要に応じ保育士、幼稚園教諭を派遣するものとするとなっている。必要に応じとしているのは、4者が十分な協議をし、派遣が必要と判断されればということだと理解いただきたい。</p>
委員	<p>公立の幼稚園・保育所でやってきた良いところを民間でも残して欲しいということだと思う。それを文書で残せるのかという問題があるから、一定期間派遣するのだというように理解していたが、現場の職員の立場から考えると、1人で派遣されると、民間と公立の意見のぶつかり合いになるのではないかと。良いぶつかり合いになると思うが、上手く引継ぎができるのか。</p>
委員	<p>社会福祉法人も設立からの経緯もあり、譲れない部分もある。民間が9園ある中で、全てが認定こども園をしたい、したくないと言っている訳ではない。学校は地域性であり、保育所は便利性である。幼保連携型こども園は地域性と利便性を兼ね備えないといけないので難しいところだと思う。</p>

委員	11月の初めに素案ができた段階で、意見があれば出して欲しいとのことだった。私はガイドラインについて意見を出させていただいていた。円滑な引継の項目の中に、宍粟市教育委員会の定期的な訪問指導などを検討して欲しいとお願いしていたが、その項目がない。視察に行ったこども園でも、担当の先生の定期的な訪問指導をかなりされていた。そのことについてどうか。
事務局	部会には意見として示させてもらった。ガイドラインの(3)の施設運営の手法というところで、①教育委員会の指導・助言を謳っている。ここがその部分になると思う。
委員	市職員の派遣のところ、必要に応じと言われたが、必要がなければ市の職員の派遣はしないという理解で良いのか。また、(2)理事会、評議員会への市職員の参画について、理事会で、過半数以上の賛成がなければ理事として市職員がはいれないというような話を聞いたがどうか。
事務局	必要に応じてとは、新しいこども園を作り上げていくにあたり、担い手、地域、保護者、市で様々な協議、検討をする中で必要があればやっつけようということ。幼児教育・保育の質を高めるための仕組みであるので、人事交流などもあり、職員の派遣しか方法がないわけではないと考えている。
事務局	ガイドラインの最後の協定書の締結のところでも示しているが、基本は保護者、地域、運営主体、市の4者で合意を踏まえた上で決めていくことになる。具体的には、市と運営主体とで締結する協定書により拘束力が出てくる。理事の参入について多数決で決めるという部分はあるが、その部分の理解も含めての協定の締結になると考えている。
委員	ガイドラインを全否定するわけではないが、理事会、評議員会に市の職員が入り、運営に入ってくることについては、社会福祉法人としてはあまりよく思わない。理事会、評議員会に入る市職員の人数は1人なのか過半数なのかといったところはどうか。
事務局	職員が参画する人数までは規定していない。ガイドラインについては、先述のとおり民間保育所との協議は不可欠だと考えているので、詳細についてはこれから協議していきたい。
委員	その部分について、地区ごとに、教育委員会と担い手との協議の場をもってもらえんことを考えておいてよいか。
事務局	担い手との合意ができなければ市が勝手に進めるわけにはいかない。保護者の方、地域の方と一緒に協議して進めていきたい。
委員	理事会は最終決定機関になる。過半数が市の職員の参画を拒否した場合はどうなるのかという話だと思う。
委員	市職員が何人くらい入るのかということについて、今は市も加わった運営をするということだけで、具体的な協議をこれからしていくということだと思う。
委員	ガイドラインを社会福祉法人は受けられないと言い、公立の幼稚園は現状のままがいいと言う。これで地域が反対でもしたらよいよまとまらない。運営のあり方部会でガイドラインを検討してきたが、社会福祉法人ができないというようなことを想定していない。保護者、地域が納得し、安心できるようにという議論をしてきている。今、民間は進んで受け入れてくれない状況と思うが、部会では本気で議論もし、これぐらいは受けてもらわないと、ということで作ってきたつもりである。民間としっかり交渉して、ダメなら公立で検討しても

事務局	<p>raitai. 部会としては結論を覆さない。先日の部会で最終部会にしたので、それを再度話し合うことになれば何をしてきたのかということになる。</p> <p>部会で色んな立場の方にまとめてもらいここまで来た。ただ、担い手との協議が整わなければ進むわけにはいかないので、十分な協議をしていきたい。幼稚園、保育所に今までなかった機能を宍粟市が目指す新しいこども園に加えようとしているが、それには財源が必要になる。社会福祉法人が運営すれば、市が直接運営する場合と比べて国県からの補助が受けられる。そこで確保できた財源を認定こども園の新しい仕組みに取り入れることでより良いこども園にできる。これが民間にできることは民間にということの大きな理念だと思う。担い手と十分協議し、示している案を認めていただけるのであれば、それに基づき地域で丁寧な説明、協議をしていきたいと思う。</p>
委員	<p>前回の全体会で、ガイドラインのハードルが高いというような意見が社会福祉法人から出て、そのことについて教育委員会と社会福祉法人が話し合い、調整するとのことだったが、どうなったのか。</p>
委員	<p>個々に話はし、民間保育所もガイドラインについて勉強していきたいという意見もあった。これからも協議が必要になると思う。十分な協議はできていない。</p>
委員	<p>そういう状況なので、各町、施設ごとに協議が可能か確認させてもらった。</p>
委員	<p>4者による運営協議会の設置ということで、保護者、地域、運営主体、市の4者と示してあるが、保護者と運営主体が方向性に満足していたとする。地域の中で幼児教育・保育にしっかりとした考え方を持っている方は少ないように感じる。地域がしっかりした意見が出せない場合、教育委員会の意見はどのくらい反映され、それが通るのか。その辺りが心配である。</p>
委員	<p>保育所も別に無茶なことをしているわけではない。今も責任を持って小学校に送り出している。そんな心配はいらない。現在は、保育所も幼稚園と同じくらいの人数を小学校に送り出している。</p>
事務局	<p>専門的な見地から意見をいただくこともこの会の目的であり、色んな立場の方、先生方にも入っていただき、こども指針、認定こども園の質の向上の仕組みを考えてきてもらっている。それを常に意識して運営していければ、心配されることはクリアしていけるのだと思う。</p>
委員	<p>そういう風に運営していただきたい。幼稚園から派遣指導のような話があり、そのことについて社会福祉法人の現場の方と話をしたが、同じ土俵に立って自信を持ってやっているとのことだった。そこに市が指導に入れるのか。給料も市の職員と差があり、そのことの納得もできるのか。同じ立場なのに指導が入ることに納得できないのではないか。</p>
委員	<p>基本的に幼稚園は教育要領に、保育所は保育指針に基づき運営している。この辺りも現場からしたら抵抗があるところ。派遣の頻度のこともある、給料ももちろん違うし、今後協議していかないといけない。</p>
委員	<p>公立の幼稚園が指導に入るという話だが、千種などの場合、公立幼稚園が1つ、民間保育所が1つで、民間の保育所に公立でやってきたことを全部委ねることになる。そういった重みのようなものもある中でこれだけのガイドラインを作ってもらったのだと思う。ハードルが高い、低いではなく、宍粟市の質の高い教育・保育を目指していくために作られていると思う。派遣については大変だと思うが、質の高い教育保育を目指すためのことである。子ども達のためのも</p>

委員	のであって、行く側、受け入れ側が困るという考え方のものではない。公立がなくなり民間にゆだねる重み、公立に通わせている親の気持ちもあると思う。
委員	まさにそのためのガイドラインだと思う。
委員	ガイドラインでは運営主体は社会福祉法人のみとなっている。公立は無くす方向性になっているのか。こういう方向性になったときのガイドラインなのか。残る方向性もあるのか。地域で社会福祉法人を設置することもあるが、地域で社会福祉法人が簡単に立ち上げることができるものなのか。
委員	それはここで議論する話ではないように思う。市の推進計画を進めていくためのガイドラインであり、このガイドラインを基に市が地域で協議されることになる。
委員	質の向上の充実のためのしくみの職員の配置のところで、弾力的に配置するとなっているが、子どものことであり、そんな単純なものではないと思うので、文言としてはこういう表現になってしまうのかもしれないが慎重に捉えていただきたい。
委員	この基準は保育所の配置基準以上のものであるので、心配はないと思う。では、次第の2の意見提言のとりまとめについて、に進みたいと思う。
委員	この意見書が出るということは、民営化を前提にした意見書になるのか。委員は民営化に賛成したということになるのか。
委員	この委員会では民営化は決定していない。そのためにどのような仕組みがあるかを議論してきた。それぞれ色んなことをまとめていただき、実際に市民の方と話をするときは、これをベースに議論してくださいよということだと思う。
委員	話を進めようとする話が公か民かで詰まってしまう。そういうことではなく、宍粟の子どものための意見であり提言書であると思っている。私としては公立の幼稚園を残して欲しい気持ちがある。しかし、それは置いておいて宍粟の子どものために時間をかけ、意見も出してきたくもりである。「民間でできることは民間に委ねることを基本としている」という文言が提言書にも入っているが、それはそれで良いと思う。それを受けてのこの内容だと思っている。
委員	ガイドラインの協定書の締結の有効期間はどれくらいなのか。結論が出ないまま文言が入っていない。
委員	そこまで具体的な話ではなく、しっかり結びましょうということではないか。
事務局	協定を結ぶことについて、期間を設定することもあると思うが、ガイドラインの中で何年と一律に決めるものではないと思う。
委員	どこの段階で決めるのか。
事務局	地域の委員会では、場所や運営主体、時期についても地域の課題を踏まえながら検討していただいている。方向性が出れば具体を決める協議会になってくる。そこから協議を進めるとなると担い手側とも話し合いが必要になるので、タイミングとなるとその辺りかと思う。
事務局	期間については、地域の委員会で独自に定めるのではなく、教育委員会の考えを示しながら、民間保育所部会とも協議して決めていくべきかと思う。
委員	ならば地域別に期間を定めるという文言だけでも入れておいた方が良いのではないか。
委員	締結するときには当然期間は入るので、きっちり締結するということがあれば、そこまで示す必要はないと思う。この委員会としては、宍粟市でこども園

<p>委員 委員</p>	<p>に移行するために必要な仕組みについて意見、提言をまとめて教育委員会に出すところまでが役割になっている。宍粟市幼保一元化の推進に関する意見、提言書に、出された色々な意見も入れながら教育委員会に提出したいと思う。先ほどあった子ども指針での意見も入れさせていただく。その辺り最後の細かい調整は会長、副会長でさせていただき、提出したいと思うがよろしいか。確認したいのだが、公ですか民ですかは別にしての提言でよいのか。</p>
<p>委員</p>	<p>民間で進めることは市の計画としてある。民間ですのためのガイドラインをしっかりと出し、それをしっかりと受け止めてもらい教育委員会に判断してもらおう。社会福祉法人とするなら、これだけが必要で、こういったことを守ってもらって、市は進めて欲しいということだと思っている。</p>
<p>委員</p>	<p>傍聴に多くの先生がいらしている。現場の先生も非常に心配されているのだと思う。真剣に協議をされた結果、この資料ができた。しかし、いつも子どもの姿が見えてこないと感じる。専門的な分野なので現場の先生方にも1人でも多く入ってもらい、熱い思いを届けたいといけな。次の会があればそのような人を入れてもらいたい。</p>
<p>委員</p>	<p>私も子ども達のことを考え、専門的な立場で意見を出してきたつもりである。委員にも幼稚園、保育園の先生もおられる。そういった方の意見を吸い上げ、議論もしてきたと思う。同じ宍粟市の中でも地域の需要、ニーズなどがある。この結果を受けて教育委員会に判断してもらい、施策を進めていただきたい。財源が少ない中、効果的に投入していかないとこれから長期的な教育、保育が成り立っていかないと思う。市でしっかりとやっていただきたい。そういう意味での意見、提言書だと思っている。</p>
	<p>全体会5回、部会4回、なんとか提言までまとめることができた。民間でできることは民間でという施策で取り組まれているが、一生の基礎になる就学前の大事な時期について、公が手を引くという状況で前に進んでいる。このことについては、公から民への責任転嫁とならないように、きちんと指導等に努めて欲しい。今回このような形で事務局の職員に携わっていただいたが、来年度この中の方が異動されても、しっかりと引き継ぎをしてもらい、これまでの協議が必ず残るように、地域、保護者から心配されないよう、しっかりと取り組んでいただきたい。</p>